

独立行政法人国立文化財機構役員報酬規程

平成 19 年 4 月 1 日

文化財機構規程第 27 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第 2 条 役員の報酬は、常時勤務する役員（以下「常時勤務役員」という。）については、基本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給)

第 3 条 基本給、地域手当、単身赴任手当及び通勤手当は、その月の月額的全額を毎月 17 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(基本給)

第 4 条 常時勤務役員の基本給は、次のとおりとする。

理事長 979,000 円

理事 716,000 円から 908,000 円までの

範囲内で理事長が決定する額

(地域手当)

第 5 条 地域手当は、独立行政法人国立文化財機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 20 条に準じて支給する。

(通勤手当)

第 6 条 通勤手当は、職員給与規程第 23 条第 1 項に規定する職員に対する通勤手当の支給要件に該当する常時勤務役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、職員給与規程第 23 条第 2 項及び第 3 項に規定する額とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する通勤手当の例に準ずるものとする。

(単身赴任手当)

第 7 条 単身赴任手当は、職員給与規程第 24 条第 1 項に規定する職員に対する単身赴任手当の支給要件に該当する常時勤務役員に支給する。

2 単身赴任手当の月額は、職員給与規程第 24 条第 2 項に規定する額とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給については、職員に対する単身赴任手当の例に準ずるものとする。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び第9条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ第3条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(死亡を含む。以下この条及び第9条において同じ。)し、又は独立行政法人通則法に基づき解任された場合についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解任され、又は死亡した日現在。以下この条及び第9条において同じ。)において役員が受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)並びに基本給に100分の25を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額。)を基礎として、6月期にあつては100分の65を、12月期にあつては100分の67.5を乗じて得た額に、基準日6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表1に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 期末手当の支給停止及び一時差止処分その他期末手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準じて理事長が決定する。

(勤勉手当)

第9条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する役員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは独立行政法人通則法に基づき解任され、又は死亡した役員についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、前項の役員が、それぞれの基準日現在において受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の別表2の勤務期間の区分に応じた割合及び勤務成績に応じて別表3に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の役員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

- 3 勤勉手当の支給停止及び一時差止処分その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する勤勉手当の例に準じて理事長が決定する。

(日割計算)

第10条 新たに常時勤務役員となった者には、その日から基本給及び地域手当(以下本条において「基本給等」という。)を支給する。

- 2 常時勤務役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本給等を支給する。
- 3 常時勤務役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給等を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により基本給等を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給等の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(非常勤役員手当)

第 11 条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額、次のとおりとする。

理事 月額 80,000 円

監事 月額 120,000 円

2 非常勤役員手当は、翌月の 17 日に支給する。この場合において、第 3 条第 1 項ただし書の規定を準用する。

3 前条の規定は、非常勤役員手当の日割計算について準用する。この場合において、前条中「基本給及び地域手当」とあるのは「非常勤役員手当」と読み替えるものとする。

(報酬の支払方法)

第 12 条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第 13 条 この規定により計算した金額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずるものとする。

別表 1 (第 8 条関係) 在職期間割合

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

別表 2 (第 9 条関係) 勤勉手当の期間率

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95

5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	零

別表 3（第 9 条関係） 勤勉手当の成績率

6 月

成 績 区 分	成 績 率
優 秀	100 分の 210 以下 100 分の 112.5 以上
良 好（標 準）	100 分の 99
良 好 で な い	100 分の 90.5 未満

12 月

成 績 区 分	成 績 率
優 秀	100 分の 215 以下 100 分の 115 以上

良 好 (標 準)	100分の101.5
良 好 で な い	100分の93未満

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年12月13日に改正、同日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から平成20年3月31日における地域手当に関する特例)

- 2 平成19年4月1日から平成20年3月31日における役員の地域手当の支給割合は、本規程第5条にかかわらず、次のとおりとする。

東京都台東区に在勤する役員にあつては14%

京都府京都市に在勤する役員にあつては10%

奈良県奈良市に在勤する役員にあつては5%

福岡県太宰府市に在勤する役員にあつては2%

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年5月29日に改正し、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年6月期における期末手当の支給割合に関する特例)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

(平成21年6月期における勤勉手当の支給割合に関する特例)

- 3 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第9条第2項の適用については、同項中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

(平成21年6月期における勤勉手当の成績率に関する特例)

- 4 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第9条第2項別表3の適用については、同表中「100分の170以下 100分の92以上」とあるのは「100分の150以下 100分の80.5以上」と「100分80」とあるのは「100分の70」と、「100分の80未満」とあるのは「100分の70未満」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日に改正し、同日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、本規程第8条第2項の規定にかかわらず、当該規

定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成 21 年 4 月 1 日において役員が受けるべき基本給、地域手当及び単身赴任手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間又は基本給を支給されなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成 21 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成 22 年 1 月 22 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 11 日に改正、同日から施行し、平成 22 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 14 日に改正、同日から施行し、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、本規程第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日において役員が受けるべき基本給、地域手当及び単身赴任手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間又は基本給を支給されなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成 22 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 4 日に改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 3 月 23 日に改正、同日から施行し、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。

(平成 24 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 24 年 6 月に支給する期末手当の額は、本規程第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- (1) 平成 23 年 4 月 1 日において役員が受けるべき基本給、地域手当及び単身赴任手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間又は基本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成 23 年 6 月及び平成 23 年 12 月に支給された期末手当及び勤勉手当のそれぞれの合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 3 月 23 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(特例期間)

- 2 施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、（以下「特例期間」という。）においては、第 4 条に掲げる基本給の支給にあたっては、基本給から、基本給に、100 分の 9.77（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減額する。
- (1) 地域手当 当該役員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該役員の支給減額率を乗じて得た額
- (2) 期末手当 当該役員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (3) 勤勉手当 当該役員が受けるべき勤勉手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 4 この規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 28 日に改正し、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 1 月 23 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(特例期間)

- 2 施行日の前日から引き続き常勤勤務役員である者で、当該常勤勤務役員として受ける基本給が同日において受けていた基本給に達しないこととなる者には、平成 30 年 3 月 31 日（当該日までの

間に任期が満了する場合はその満了日)までの間、同日において受けていた基本給を支給する。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 10 日に改正、同日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、第 9 条第 2 項別表 3 の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 25 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 2 日に改正、同日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 19 日に改正、同日から施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 6 日に改正、同日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 6 日に改正し、同日から施行し、令和元年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 8 日に改正、同日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 9 日に改正、同日から施行し、令和 3 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 6 月 22 日に改正、同日から施行し、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、当該規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」（1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）という。）から令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、67.5 分の 10 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」（1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当は支給しない。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 8 日に改正、同日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 7 日に改正、同日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年12月5日に改正、同日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年2月17日に改正、同日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、第8条第2項及び第9条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。